



茨城労働局発表  
平成27年5月29日(金)

【照会先】  
茨城労働局雇用均等室  
室長 青木 利彦  
室長補佐 渡邊 宏子  
(電話)029-224-6288

## 6月は「男女雇用機会均等月間」です

職場のマタハラでつらい思い、していませんか？  
～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談ください！～

茨城労働局(局長 中屋敷勝也)では、6月1日(月)～6月30日(火)の「男女雇用機会均等月間」(※)の期間中、社会的な問題となっている、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止について、

『職場のマタハラでつらい思い、していませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談ください！～』  
を月間のテーマとして、男女雇用機会均等法等のより一層の周知徹底のため、次のとおり取り組むこととしています。

### 【取組概要】

#### 1 周知・広報活動の実施

関係機関への月間ポスターの掲示(資料1参照)、自治体広報紙等への記事掲載、母子手帳交付窓口への資料配布等(資料2参照)。

#### 2 均等法に基づく指導の集中的実施

男女均等取扱い及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い禁止等の徹底のための事業主に対する指導の集中的な実施。

### (※) 男女雇用機会均等月間

厚生労働省では、男女雇用機会均等法施行(1985(昭和 60)年 6 月)の翌年から、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について社会一般の認識と理解を深める機会としています。

本年は、男女雇用機会均等法施行から30年を迎え、厚生労働省では、「第30回男女雇用機会均等月間実施要綱」(別添参照)により取り組むこととしています。

### 【配付資料】

資料1 男女雇用機会均等月間(ポスター)

資料2 働きながらお母さんになるあなたへ 職場でつらい思い、していませんか？(リーフレット)

(参考) 平成26年度 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する相談状況

## 第30回男女雇用機会均等月間実施要綱

### 1 趣 旨

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）が施行されて30年を迎えるが、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつあるが、依然として、第一子出産を機に約6割の女性が退職しており、管理職比率も低い水準にとどまる状況にある。

現内閣は、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%とすることを目標に、女性の活躍推進を成長戦略の中核に位置づけているが、女性が、キャリアをいかして様々な職域・職階で活躍できるようにするためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、妊娠・出産等を理由に退職することなく、子供を産み育てながら、能力を高めつつ働き続けられる職場環境を整備していくことが不可欠である。

特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いや母性健康管理措置についての相談は引き続き高い水準で推移していることから、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等の徹底を図る必要がある。

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施する。

### 2 目標・主たる広報テーマ

- (1) 均等法及び省令・指針の一層の周知徹底及び履行確保、とりわけ妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止及び母性健康管理措置の周知徹底
- (2) 性別役割分担意識を払拭し、男女がともに豊かな生活と職業能力向上を両立できる職場環境整備が社会にとってきわめて重要であることについての社会一般への定着

### 3 期 間

平成27年6月1日から30日までの1か月

### 4 主 唱

厚生労働省

### 5 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体、その他

### 6 実施事項

#### (1) 周知・広報活動の実施

月間の趣旨や均等法の施行状況の記者発表を行うとともに、月間周知用ポスターの作成・配布を行うほか、各種媒体を通じ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが均等法上禁止されていること、及び事業主は妊娠中または出産後の働く女性が妊産婦健診を受けるための時間を確保し、その女性が医師等の指導事項を守ることができるための措置を講じる義務があることの周知や相談窓口が雇用均等室であることも含め広報活動を実施する。

#### (2) 協力依頼の実施

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体等に対し、月間実施に係る協力を依頼する。また、使用者団体に対しては、傘下団体・会員企業等に対する男女均等取扱いのための各種取組を促すよう要請する。

特に、市町村の母子手帳交付窓口に対し、母子手帳交付時に働きながら出産しようとする女性に対するリーフレットの配布（昨年7月に依頼）を再度依頼する。

#### (3) 均等法に基づく指導の集中的実施

都道府県労働局雇用均等室において、男女均等取扱いの実現及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等の徹底のための事業主に対する指導を集中的に実施する。